

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		墓地の廃止の許可		
根拠例規及び条項		多治見市墓地の経営の許可等に関する条例（平成19年条例第1号）第15条第1項		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条 多治見市墓地の経営の許可等に関する条例（平成24年条例第 号） 第14条第3項		
	基 準	<p>第14条 経営予定者は、法第10条の規定に基づく許可を受けるため、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の申請は、第12条第2項に規定する報告をした後及び前条第1項に規定する期間が経過した後（協議をした場合にあっては同条第2項に規定する報告をした後）でなければならない。</p> <p>3 墓地を廃止しようとする者は、法第10条第2項の規定に基づく許可を受けるため、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。</p> <p>※必要書類（規則に定めるもの）</p> <p>第11条 条例第14条第1項及び第3項に規定する申請は、墓地の経営許可の申請の場合は墓地経営許可申請書により、墓地の区域の変更又は廃止の場合は墓地区域等（変更・廃止）許可申請書により行わなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 墓地の廃止の許可申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 墓地を廃止しようとする理由を記載した書面</p> <p>(2) 墓地の廃止に関し、当該宗教法人の規則等に定められた所要の手続を経たことを証する書類</p> <p>(3) 譲渡を伴う場合には、譲渡を受けようとする者が、譲渡を受ける旨を証した書類</p> <p>(4) 改葬を必要とするときは、その完了を証する書類</p>		
	設定年月日	平成19年10月1日	最終変更年月日	平成24年7月25日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～30日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	<p>経由機関 日（機関名 ）</p> <p>協議機関 日（機関名 ）</p> <p>処分期間 30日</p>		
	設定年月日	平成19年10月1日	最終変更年月日	平成24年7月25日
備 考				